

(別紙様式2)

令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都 道 府 県 名 : 広島県

農 業 委 員 会 名 : 三次市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和5年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	5,050	681				5,730
経営耕地面積	3,417	351	178	114	59	3,768
遊休農地面積	26	1				27
農地台帳面積	6,112	1,089	1,085	4		7,201

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3,238
自給的農家数	1,067
販売農家数	2,127
主業農家数	190
準主業農家数	295
副業的農家数	1,686

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,791
女性	946
40代以下	85

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	113
基本構想水準到達者	16
認定新規就農者	20
農業参入法人	9
集落営農経営	—
特定農業団体	—
集落営農組織	—

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 8 年 3 月 3 1 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	9
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	29	29	11

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和5年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5,730ha	2,075	36.2%
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の意義、メリット等について、説明会や戸別訪問を実施し理解を得つつ、担い手の確保や地域計画の推進を行うことが必要		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和5年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
2,207	2,178ha	66.7ha	98.69%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	委員の巡回活動や戸別相談により斡旋を実施する。 広報誌で農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知する。 農地利用意向調査や、人・農地プラン作成への参画など、各地域での話し合いに積極的に参加することで、農地の有効利用を促進する。
活動実績	8月～11月に農地パトロールの実施 年間を通して、委員の巡回活動や個別相談により、農地の出し手、受け手の意向把握と斡旋を実施 年間を通して、地域での地域計画作成にむけた話し合いへの参加や、集積に向けた活動を実施

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	三次市農業振興プランで担い手への利用集積をめざしており、農業委員会としても引き続き連携して目標の達成をめざして取り組むことは必要。
活動に対する評価	目標を下回った。今後さらに農政課、中間管理機構と連携した取り組みが必要。また、地域計画策定に向けた取組を進める中で、地域の担い手への集積・集約化を進めていく必要がある。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	3年度新規参入者数	4年度新規参入者数	5年度新規参入者数
	6経営体	2経営体	5経営体
	3年度新規参入者が取得した農地面積	4年度新規参入者が取得した農地面積	5年度新規参入者が取得した農地面積
	12.2ha	3.7ha	7.2ha
課 題	農業所得と経営の早期安定化が必要		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和5年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
1経営体	5経営体	500%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
1ha	7.2ha	720%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	関係機関と連携し、後継者や新規就農者への働きかけを実施する。 集落法人化へ向けての研修会を関係機関と連携して実施する。
活動実績	新規参入希望者・企業等の相談活動を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地の権利移動を伴う新規参入者は5経営体。その内、認定新規就農者は4名が認定された。引き続き新規就農者が参入できるよう目標を設定して取り組む必要がある。
活動に対する評価	委員の巡回活動や個別相談、研修会の開催など、関係機関と連携した取り組みが必要

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和5年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	5,730ha	27.0ha	0.47%
課 題	高齢化による後継者不足。鳥獣被害による耕作放棄。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和5年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
5.2ha	4.2ha	80.8%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	48人		8月～10月	10月～11月
		調査方法	管内全般を調査対象区域とし、道路からの目視による巡回調査を一斉に実施。遊休化している場合は状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録し整理する。		
		農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～1月 調査結果取りまとめ時期 1月～2月		
	その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		48人	8月～1月	10月～2月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期 8月～1月	調査結果取りまとめ時期	10月～2月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数: 250筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆	
		調査面積: 27ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha	
	その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を若干下回った。 引き続き目標設定して取り組むことが必要。
活動に対する評価	引き続き、農家への事前通知を行うなど円滑な利用状況の調査や指導を行うとともに、指導の段階で遊休農地の有効利用が図られるように説得することが必要。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和5年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5,730ha	0.94ha
課 題	山間部では目が行き届かないため違反転用の発見が遅れがちであり、重点的な監視活動が必要である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和5年度実績

実 績①	増減(B-①)
1.08ha	-0.14ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	広報誌による啓発 農地パトロールによる巡視 農業委員による巡回監視, 適正化指導活動を実施
活動実績	面談等による指導 農地パトロールによる巡視 8月～11月 農業委員による巡回監視, 適正化指導活動を複数回実施
活動に対する評価	特になし(各案件, 様々な事情により是正が進まないのが実態。)

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 99件、うち許可 99件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	担当地区委員2名以上による現地調査			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	担当地区委員から3条調査書の提出及び状況説明等の意見聴取			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成しホームページで公表			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置	特になし			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数:110件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	会長等複数の委員及び事務局による現地調査			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	担当地区委員から審査表の提出及び状況説明等の意見聴取			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成しホームページで公表			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 50日	処理期間(平均)	50日
	是正措置	特になし			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		60 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		45 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		9 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		9 法人
	提出しなかった理由	さらなる督促ができておらず、早急に督促を行う。	
	対応方針	督促及び農業委員と共に訪問し、提出を指導する。 期日までに提出を促す文書発送を行う。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0法人
	対応状況	－	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	520件
		公表時期 令和6年3月	
	是正措置	情報の提供方法:ホームページに掲載	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	508件
		取りまとめ時期 令和6年3月	
	是正措置	情報の提供方法:議事録を作成しホームページで公表	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 7,201ha	
		データ更新:毎年6月に農地情報の更新(課税情報からのデータ取得) 毎月の総会終了後、農地の権利移動等に関する情報の更新	
		公表:個人情報の保護に留意し、本人にのみ公開	
	是正措置	特になし	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 意見なし 〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 意見なし 〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している